



令和元年度 第1回

石狩市市民参加制度調査審議会

令和元年9月4日(水) 18:00
石狩市役所3階 庁議室

会議次第

1. 開 会

2. 報 告

(1)平成30年度審議会の振り返り

3. 議 題

(1)平成30年度市民参加手続の実施運用状況について

(2)市民参加制度の改善方策について

(3)市民参加制度調査審議会の委員数について

(4)第9次市民参加制度調査審議会答申案について

4. その他

5. 閉 会

◆委員名簿◆

役職	氏名	選任区分	肩書
会長	吉田 保雄	学識経験者	元石狩市代表監査委員（元石狩市総務部長）
副会長	小林 恵子	団体推薦	NPO 法人ひとまちつなぎ石狩
委員	中林 義雄	団体推薦	石狩商工会議所 青年部会長
委員	大城 花子	一般公募	
委員	鍵谷 洋輔	一般公募	
委員	能村 久美子	一般公募	
委員	野村 彩夏	一般公募	
委員	濱岡 昇平	一般公募	
委員	東 邦彦	市職員	総務部行政管理課長
事務局	小鷹 雅晴	企画経済部長	
	中西 章司	企画経済部次長 兼 企画課長	
	中舘 泰弘	企画経済部企画課主査	
	橋本 麻里子	企画経済部企画課主任	
	本庄 あゆみ	企画経済部企画課主事	

2. 報 告

(1) 平成 30 年度審議会（平成 30 年 9 月 19 日開催）の振り返り

①平成 29 年度市民参加手続の実施運用状況について

- ・概ね適正に実施されていたと評価する。
- ・審議会については、学識経験者などその分野の専門を集め、様々な形で改善点がないかを審議しており、適正に実施されていると見受けられる。
- ・審議会によって開催時間が昼間の場合もあれば夜間の場合もあり、審議会委員の構成を考えた設定をし、参加しやすい環境づくりに努めていると評価できる。

②市民参加制度の改善方策について

○パブリックコメントについて

- ・パブリックコメントの書類が持ち帰られていても、市民から意見が提出されないこともある。意見の提出がゼロだからといって、決して興味や関心がないわけではなく、市の原案どおりで良いという判断により意見を出さない場合もあることがわかった。
- ・パブリックコメントへ意見を提出する際、型がないため出しづらい、何について意見を述べたらいいかわからないという声があるため、記入例があると書きやすくなるのではないか。意見の数を重要視し、数が多ければ良いというわけではないが、意見を言いたいと思った人が、市にうまく届けられるような手助けは必要である。

○市民参加手続の手法について

- ・パブリックコメントや審議会など、市民が意見を言う機会は設けられているが、実際に困ったことがない限りは、なかなか市へ意見を出さないという現実がある。しかしながら、アンケート調査のように個人に対して直接意見を求められた場合は、何らかの回答や考えを示してくれると思うので、市から市民へ手を伸ばしていくようなアプローチの仕方があってもよいのではないかと。

○審議会委員について

- ・審議会委員は、主に「学識経験者」、「団体推薦」、「一般公募」という枠組で組織されているが、一般公募の中にも、現在は退職等で団体に所属していないがこれまで活躍されていた方や、初めて応募する方とは違い、様々な経験を積んでいる方もいるので、一律に一般公募の応募用紙を提出するのではなく、別の方法による応募が可能になれば、より多くの方が審議会に参加しやすくなり、経験を活かして活躍できるのではないかと。

3. 議 題

(1) 平成 30 年度市民参加手続の実施運用状況について

資料1 平成 30 年度市民参加手続の実施状況

資料2 平成 30 年度審議会等の開催状況

資料3 平成 30 年度パブリックコメント手続等の実施状況

(2) 市民参加制度の改善方策について

(3) 市民参加制度調査審議会の委員数について

(条例第 29 条) 委員 15 人以内

第5次：学識経験者 2 人、団体推薦者 5 人、公募 6 人、市職員 2 人 計 15 人

第6次：学識経験者 1 人、団体推薦者 5 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 12 人

第7次：学識経験者 1 人、団体推薦者 2 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 9 人

第8次：学識経験者 1 人、団体推薦者 2 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 9 人

第9次：学識経験者 1 人、団体推薦者 2 人、公募 5 人、市職員 1 人 計 9 人

第8次答申 <抜粋>

2. 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策

(2) 市民参加制度調査審議会のあり方について

「市民の声を活かす条例」において、本審議会の委員は最低限、学識経験者 1 人、団体推薦者 1 人、一般公募 5 人、市職員 1 人で、委員の数は 8 人以上 15 人以内で組織しなければなりません。

本審議会では、前回の第7次審議会の答申を受け、条件付きで 9 人に減員して審議を進めてきましたが、審議会発足時の 15 人体制での運営から、段階を経て現在の 9 人体制に至るまで、課題解決に向け様々なテーマごとに議論されており、概ね軌道に乗ったものと思われます。

現体制において規定範囲内の委員構成で、本審議会の役割を十分果たすことができていると思いますので、次の審議会でも現 9 人体制で進めるべきと考えますが、積極的に応募していただいた一般公募の委員が意見を出しにくくならないように、引き続き他委員の人数を下回ることなく、現在の委員構成と人数を維持していくことが適当と考えます。

なお、本制度の改正が必要になるような、重要な審議を行う場合には、委員の数を増やすなどの措置を講じる必要があると考えます。

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例 《抜粋》

(委員)

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

(4) 第9次市民参加制度調査審議会答申案について

資料4 (第8次) 市民参加手続の実施運用状況の評価及び改善方策に関する答申

資料5 (第9次) 市民参加制度に関する諮問

4. その他
